

すまいの部会の報告

(平成 29 年 3 月～6 月)

部会開催 平成 29 年 3 月 3 日、4 月 6 日、5 月 11 日、6 月 1 日

1 DVD・事例集の活用状況(平成 29 年 3 月～6 月)

① DVD の活用

基幹相談支援センターしゃきょう 1 件 使用目的 地域での暮らし方の検討

② 事例集の活用

今回の活用はなし

2 UR に関する情報提供

UR との意見交換後、UR の福祉的な利用に関する情報提供が部会員よりあった。

- ・法人が寮として利用している例がある。
- ・福祉利用は、住民の同意を得ることが条件で、借りる際の妨げになるケースがある。
- ・同じ団地に同業者を入れないことが原則となっている。
- ・店舗利用に関しては、登録しておけば空きが出た時に連絡をもらえるシステムがある。
- ・住居付き店舗の家賃敷金等。

3 事例集の活用について

① 前年度の部会の振り返り

ア UR との意見交換から

UR では安否確認を行うサービスがあり、支援センターなどが連絡先のひとつとなるとよい。

→ 保証人無しで借りられる物件はある反面、緊急時の連絡先がなく困るケースがある。

イ 当事者が地域での暮らしを考えるために

障がい者の住まいに関するフローチャートや、障がい者が地域で暮らしをしていくために必要な情報を盛り込んだガイドブックを作成できるとよい。

「事例集のとおりになければならない」と思われるのは危険である。DVD や事例集を通じ、暮らし方はいろいろある、という部分が見えるとよい。

ウ 関係機関等への啓発について

関係機関等との意見交換の実施し、障がい者の一人暮らしなどについて啓発するとよい。

居住支援協議会、愛知県あんしん賃貸支援事業などについて情報収集が必要である。

② 今年度の活動

支援と結びつくことで障がい者の地域での暮らしが確実なものになる、ということを周知していくことが必要であると考え、意見交換や勉強会を通じて啓発・情報発信をする。

ア 意見交換の実施

目的 障がいのある人の暮らしについて知ってもらい、住居を借りる時の条件を聞き取る。

居住支援協議会での検討内容について情報提供してもらう。

対象 不動産業者(愛知県あんしん賃貸事業協力の業者)、UR 契約部門、居住支援協議会(春日井市住宅施設課)

- ・居住支援協議会とは障がい者等の生活弱者が民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図る組織で春日井市の住宅施設課が関わっていることが分かった。

【資料 14】

- ・愛知県あんしん賃貸住宅に登録されている物件が春日井市には少ないことが分かったため、登録されている協力店と事例集やDVDなどを活用し、障がい者の暮らしについて理解を得られるよう意見交換する。
- ・URの契約部門と8月、住宅施設課と9月の部会に意見交換が実施できるよう調整する。

イ 勉強会の実施

目的 障がいのある人が福祉サービスなどの支援を使うことにより家族と同居でなくても一人暮らしができることを知ってもらい将来をイメージしてもらおうきっかけづくり。

対象 当事者、保護者、事業所など

ウ 事例集の加工

事例集は意見交換等で活用できるよう、対象者を想定して、一人暮らしをしていくために必要な要素を事例から抽出して分析し加工する。

4 研修会使用の事例集についての確認

自立支援協議会の提出資料には区分と性別を載せないと記載していたが、実際の事例集には記載されているという指摘があった。

→ 勉強会を行う場合に、性別は知りたい。親の立場としては、障がいの程度が重い区分の方でも生活出来ていることが分かったと良い。2年前に事例集を作成しているため、状況が変わっている方が多い等の理由により、そのまま記載することとした。

すまいの部会 平成29年度スケジュール

	取り組み	
	事例集の活用について	意見交換・研修
4月	事例集の活用方法の検討	
5月		
6月		
7月		
8月		UR 又は住宅施設課との意見交換
9月		
10月		不動産業者(愛知県あんしん賃貸事業協力の業者)との意見交換、当事者や支援者への勉強会 ※順次行う。
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		